

平成30年9月4日

## 株式会社キリン堂に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社キリン堂に対し、同社が供給する「グラリスゴールド」と称する食品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

### 1 違反行為者の概要

名 称 株式会社キリン堂（法人番号 4120001131547）  
所 在 地 大阪市淀川区宮原四丁目5番36号  
代 表 者 代表取締役 寺西 豊彦  
設立年月 昭和33年3月  
資 本 金 1億円（平成30年8月現在）

### 2 措置命令の概要

#### (1) 対象商品

「グラリスゴールド」と称する食品

#### (2) 対象表示

##### ア 表示の概要

###### (ア) 表示媒体

店頭表示物

###### (イ) 表示期間

別表「表示期間」欄記載の期間

###### (ウ) 表示内容（別紙）

別表「店舗名」欄記載の店舗において、同表「表示期間」欄記載の期間に、店頭表示物において、太った人物が腹部を掴んでいるイラスト、細身の人物がサイズの大きなズボンを掴んでいるイラスト及び人物が腹部を指差している画像と共に、「挑戦者続出」、「食べるの大好き＆運動嫌い」、「でも燃えた!!」、「脂肪を減らしながら基礎代謝を上げる だからリバウンドしにくい」、「①脂肪分解酵素を分解 ②脂肪燃焼力を大幅UP ③脂肪合成酵素を徹底抑制 + さらに④還元型CoQ10で燃焼力UP↑」及び「脂肪の消費を大幅UP」と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、体脂肪の分解、燃焼及び合成抑制による、外見上身体の変化を認識するまでの痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

## イ 実際

前記アの表示について、当庁は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、株式会社キリン堂に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

### (3) 命令の概要

- ア 前記(2)アの表示は、それぞれ、対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、同様の表示を行わないこと。

#### 【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話 03（3507）9239  
ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課

電話 06（6941）2175  
ホームページ [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kinki/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/)

番号	店舗名	表示期間
1	キリン堂 螢池店	遅くとも平成28年11月1日から同年12月22日までの間
2	キリン堂 池田神田店	遅くとも平成28年11月1日から同年12月22日までの間
3	サーバ 豊中宮山店	遅くとも平成28年11月1日から同年12月22日までの間
4	サーバ 豊中千里園店	遅くとも平成28年11月1日から同年12月22日までの間
5	サーバ 豊中少路店	遅くとも平成28年11月1日から同年12月22日までの間
6	キリン堂 坊島店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
7	キリン堂 千中上新田店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
8	サーバ 豊中上新田店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
9	キリン堂 江坂店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
10	Cosme d e I u - u p 江坂西店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
11	キリン堂 加島店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
12	キリン堂 新大阪宮原店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
13	サーバ 豊中島江店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
14	キリン堂 茨木畠田店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間
15	キリン堂 茨木穂積台店	遅くとも平成28年11月1日から同年12月22日までの間
16	サーバ 茨木中穂積店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間

番号	店舗名	表示期間
17	キリン堂 沢良宜店	遅くとも平成27年6月1日から平成28年12月22日までの間
18	キリン堂 茨木真砂店	遅くとも平成28年6月1日から同年12月22日までの間
19	サーバ 摂津鳥飼店	遅くとも平成28年4月1日から同年12月22日までの間
20	サーバ 高槻三箇牧店	遅くとも平成27年6月1日から平成28年12月22日までの間
21	キリン堂 長尾店	遅くとも平成27年10月1日から平成28年6月30日までの間
22	キリン堂 枚方招提店	遅くとも平成27年11月1日から平成28年7月31日までの間
23	キリン堂 ドラッグ交野店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
24	キリン堂 河内磐船店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
25	キリン堂 石津南店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
26	キリン堂 枚方山之上店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
27	サーバ 守口佐太中町店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
28	キリン堂 東大阪花園店	遅くとも平成28年4月1日から同年12月22日までの間
29	キリン堂 野崎店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
30	キリン堂 東大阪鴻池店	遅くとも平成28年4月1日から同年12月22日までの間
31	サーバ 鶴見諸口店	遅くとも平成28年4月1日から同年12月22日までの間
32	キリン堂 八尾高安店	遅くとも平成27年6月1日から平成28年2月29日までの間
33	サーバ 平野加美東店	遅くとも平成27年12月1日から平成28年12月22日までの間

番号	店舗名	表示期間
3 4	キリン堂 たつみ店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間
3 5	サーバ 生野巽中店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年8月31日までの間
3 6	サーバ 生野林寺店	遅くとも平成28年6月1日から同年12月22日までの間
3 7	キリン堂 北花田店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年8月31日までの間
3 8	キリン堂 肥後橋店	遅くとも平成28年7月1日から同年9月30日までの間
3 9	サーバ 住之江南加賀屋 店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年8月31日までの間
4 0	サーバ 大正C G M店	遅くとも平成27年11月1日から平成28年9月30日までの間
4 1	キリン堂 羽曳野店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
4 2	キリン堂 藤井寺店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間
4 3	キリン堂 富田林中野店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
4 4	キリン堂 古市店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
4 5	キリン堂 土師ノ里店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
4 6	キリン堂 百舌鳥梅町店	遅くとも平成27年6月1日から平成28年12月22日までの間
4 7	サーバ 堺北野田店	遅くとも平成27年6月1日から平成28年7月31日までの間
4 8	キリン堂 春日店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間
4 9	キリン堂 中町店	遅くとも平成27年5月1日から同年9月30日までの間
5 0	キリン堂 小野王子店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年8月31日までの間

番号	店舗名	表示期間
5 1	キリン堂 小野本町店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間
5 2	キリン堂 伊丹鴻池店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年8月31日までの間
5 3	サーバ 伊丹空港店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年10月31日までの間
5 4	サーバ 伊丹千僧店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年10月31日までの間
5 5	キリン堂 武庫之荘店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年4月30日までの間
5 6	キリン堂 南彦根店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年8月31日までの間
5 7	キリン堂 彦根松原店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年8月31日までの間
5 8	キリン堂 米原店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年7月31日までの間
5 9	キリン堂 近江今津店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年5月31日までの間
6 0	キリン堂 大津京店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間
6 1	キリン堂 金沢松村店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間
6 2	キリン堂 津店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間
6 3	キリン堂 亀山店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間
6 4	キリン堂 アクロス鈴鹿店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年7月31日までの間
6 5	キリン堂 津高茶屋店	遅くとも平成28年3月1日から同年12月22日までの間
6 6	キリン堂 伊賀上野東店	遅くとも平成28年11月1日から同年12月22日までの間



## ○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

(昭和三十七年法律第百三十四号)

### (目的)

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### (不当な表示の禁止)

**第五条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

### (措置命令)

**第七条** 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
  - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
  - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
  - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

**(報告の徴収及び立入検査等)**

**第二十九条** 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

**(権限の委任等)**

**第三十三条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (省略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又は金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (省略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

**(消費者庁長官に委任されない権限)**

**第十四条** 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

**(公正取引委員会への権限の委任)**

**第十五条** 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

## 景品表示法による表示規制の概要

## 不当な表示

## ○優良誤認表示（5条1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

①商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

②商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

## 不実証広告規制（7条2項）

消費者庁長官は、措置命令に関し、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、当該表示は不当表示とみなされる。

## ○有利誤認表示（5条2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

①商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

②商品・サービスの取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

## ○商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（5条3号）

①無果汁の清涼飲料水等についての表示

②商品の原産国に関する不当な表示

③消費者信用の融資費用に関する不当な表示

④不動産のおとり広告に関する表示

⑤おとり広告に関する表示

⑥有料老人ホームに関する不当な表示

消表対第976号  
平成30年9月4日

株式会社キリン堂  
代表取締役 寺西 豊彦 殿

消費者庁長官 岡村 和美  
(公印省略)

### 不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「グラリスゴールド」と称する食品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に販売する本件商品に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
- ア 貴社は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、別表「店舗名」欄記載の店舗において、同表「表示期間」欄記載の期間に、店頭表示物において、太った人物が腹部を掴んでいるイラスト、細身の人物がサイズの大きなズボンを掴んでいるイラスト及び人物が腹部を指差している画像と共に、「挑戦者続出」、「食べるの大好き＆運動嫌い」、「でも燃えた!!」、「脂肪を減らしながら基礎代謝を上げる だからリバウンドしにくい」、「①脂肪分解酵素を分解 ②脂肪燃焼力を大幅UP ③脂肪合成酵素を徹底抑制 + さらに④還元型C o Q 10で燃焼力UP↑」及び「脂肪の消費を大幅UP」と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、体脂肪の分解、燃焼及び合成抑制による、外見上身体の変化を認識するまでの痩身効果が得られるかのように示す表示をしていたこと。
- イ 前記アの表示は、それぞれ、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであること。
- (2) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合

理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

- (3) 貴社は、今後、本件商品又はこれと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

- (1) 株式会社キリン堂（以下「キリン堂」という。）は、大阪市淀川区宮原四丁目5番36号に本店を置き、健康食品等の販売業等を営む事業者である。
- (2) キリン堂は、本件商品を、自ら運営する店舗において、一般消費者に販売していた。
- (3) キリン堂は、本件商品に係る店頭表示物の表示内容を自ら決定していた。
- (4)ア キリン堂は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、別表「店舗名」欄記載の店舗において、同表「表示期間」欄記載の期間に、店頭表示物において、太った人物が腹部を掴んでいるイラスト、細身の人物がサイズの大きなズボンを掴んでいるイラスト及び人物が腹部を指差している画像と共に、「挑戦者続出」、「食べるの大好き＆運動嫌い」、「でも燃えた!!」、「脂肪を減らしながら基礎代謝を上げる だからリバウンドしにくい」、「①脂肪分解酵素を分解 ②脂肪燃焼力を大幅UP ③脂肪合成酵素を徹底抑制 + さらに④還元型C o Q 1 0で燃焼力UP↑」及び「脂肪の消費を大幅UP」と記載することにより、あたかも、本件商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、体脂肪の分解、燃焼及び合成抑制による、外見上身体の変化を認識するまでの痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。  
イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、キリン堂に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、キリン堂は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

## 3 法令の適用

前記事実によれば、キリン堂が自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことによ

り、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

#### 4 法律に基づく教示

##### (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注） 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

##### (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

## 別表

番号	店舗名	表示期間
1	キリン堂 螢池店	遅くとも平成28年11月1日から同年12月22日までの間
2	キリン堂 池田神田店	遅くとも平成28年11月1日から同年12月22日までの間
3	サーバ 豊中宮山店	遅くとも平成28年11月1日から同年12月22日までの間
4	サーバ 豊中千里園店	遅くとも平成28年11月1日から同年12月22日までの間
5	サーバ 豊中少路店	遅くとも平成28年11月1日から同年12月22日までの間
6	キリン堂 坊島店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
7	キリン堂 千中上新田店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
8	サーバ 豊中上新田店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
9	キリン堂 江坂店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
10	C o s m e d e l u - u p 江坂西店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
11	キリン堂 加島店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
12	キリン堂 新大阪宮原店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
13	サーバ 豊中島江店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
14	キリン堂 茨木畠田店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間

番号	店舗名	表示期間
15	キリン堂 茨木穂積台店	遅くとも平成28年11月1日から同年12月22日までの間
16	サーバ 茨木中穂積店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間
17	キリン堂 沢良宜店	遅くとも平成27年6月1日から平成28年12月22日までの間
18	キリン堂 茨木真砂店	遅くとも平成28年6月1日から同年12月22日までの間
19	サーバ 摂津鳥飼店	遅くとも平成28年4月1日から同年12月22日までの間
20	サーバ 高槻三箇牧店	遅くとも平成27年6月1日から平成28年12月22日までの間
21	キリン堂 長尾店	遅くとも平成27年10月1日から平成28年6月30日までの間
22	キリン堂 枚方招提店	遅くとも平成27年11月1日から平成28年7月31日までの間
23	キリン堂 ドラッグ交野店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
24	キリン堂 河内磐船店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
25	キリン堂 石津南店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
26	キリン堂 枚方山之上店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
27	サーバ 守口佐太中町店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
28	キリン堂 東大阪花園店	遅くとも平成28年4月1日から同年12月22日までの間
29	キリン堂 野崎店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間

番号	店舗名	表示期間
3 0	キリン堂 東大阪鴻池店	遅くとも平成28年4月1日から同年12月22日までの間
3 1	サーバ 鶴見諸口店	遅くとも平成28年4月1日から同年12月22日までの間
3 2	キリン堂 八尾高安店	遅くとも平成27年6月1日から平成28年2月29日までの間
3 3	サーバ 平野加美東店	遅くとも平成27年12月1日から平成28年12月22日までの間
3 4	キリン堂 たつみ店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間
3 5	サーバ 生野巽中店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年8月31日までの間
3 6	サーバ 生野林寺店	遅くとも平成28年6月1日から同年12月22日までの間
3 7	キリン堂 北花田店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年8月31日までの間
3 8	キリン堂 肥後橋店	遅くとも平成28年7月1日から同年9月30日までの間
3 9	サーバ 住之江南加賀屋店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年8月31日までの間
4 0	サーバ 大正C GM店	遅くとも平成27年11月1日から平成28年9月30日までの間
4 1	キリン堂 羽曳野店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
4 2	キリン堂 藤井寺店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間
4 3	キリン堂 富田林中野店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
4 4	キリン堂 吉市店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間

番号	店舗名	表示期間
4 5	キリン堂 土師ノ里店	遅くとも平成28年10月1日から同年12月22日までの間
4 6	キリン堂 百舌鳥梅町店	遅くとも平成27年6月1日から平成28年12月22日までの間
4 7	サーバ 堺北野田店	遅くとも平成27年6月1日から平成28年7月31日までの間
4 8	キリン堂 春日店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間
4 9	キリン堂 中町店	遅くとも平成27年5月1日から同年9月30日までの間
5 0	キリン堂 小野王子店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年8月31日までの間
5 1	キリン堂 小野本町店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間
5 2	キリン堂 伊丹鴻池店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年8月31日までの間
5 3	サーバ 伊丹空港店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年10月31日までの間
5 4	サーバ 伊丹千僧店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年10月31日までの間
5 5	キリン堂 武庫之荘店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年4月30日までの間
5 6	キリン堂 南彦根店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年8月31日までの間
5 7	キリン堂 彦根松原店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年8月31日までの間
5 8	キリン堂 米原店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年7月31日までの間
5 9	キリン堂 近江今津店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年5月31日までの間

番号	店舗名	表示期間
6 0	キリン堂 大津京店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間
6 1	キリン堂 金沢松村店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間
6 2	キリン堂 津店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間
6 3	キリン堂 亀山店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年12月22日までの間
6 4	キリン堂 アクロス鈴鹿店	遅くとも平成27年5月1日から平成28年7月31日までの間
6 5	キリン堂 津高茶屋店	遅くとも平成28年3月1日から同年12月22日までの間
6 6	キリン堂 伊賀上野東店	遅くとも平成28年11月1日から同年12月22日までの間